

令和元年度精神保健福祉士
養成課程のカリキュラム改正

ガイドブック



令和2年3月12日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室

目次

- ✳ 科目の見直しについて……………p3
- ✳ 科目名の読替について……………p5
- ✳ 実務経験の範囲について……………p6
- ✳ 実習先の範囲について……………p7

- ✳ 継続教育・人材育成について……………p8

- ✳ 参考①……………p9
- ✳ 参考②……………p24

1 科目の見直しについて

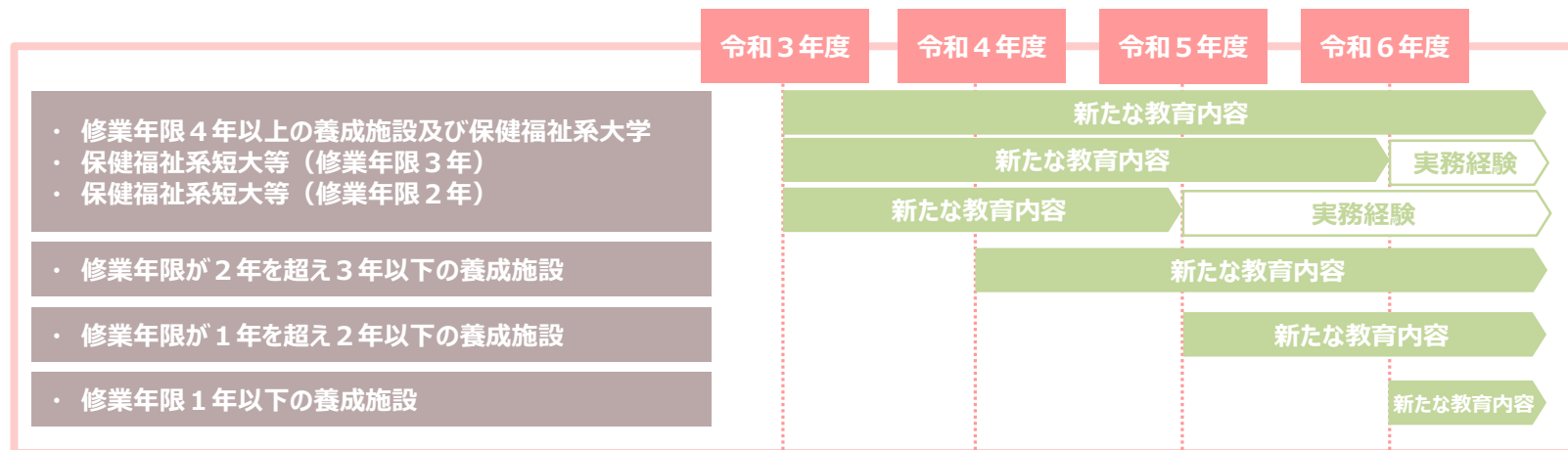
- 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、**精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える者への援助へと拡大**してきており、また、役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療、福祉、保健分野から、**教育、司法、産業・労働分野へ拡大**しています。これを受け、今般、拡大する役割に的確に対応できる精神保健福祉士を養成するため、精神保健福祉士の養成カリキュラム等を見直しました。今後、令和3年度より順次導入を行うこととしています。

1 見直し概要

- 平成24年度からの現行カリキュラム全体について見直しを行い、**科目名や時間数について再構成**しています。
- また、精神保健福祉士と社会福祉士の両資格を取得することを希望する者の負担を軽減するため、**共通科目を、現行の11科目420時間から13科目510時間に拡充**しました。
- 各科目の名称や時間数、科目の構成の考え方については**参考①**及び「精神保健福祉士養成課程のカリキュラム」等を参考にしてください。

2 導入時期

- 令和6年度に実施される**第27回精神保健福祉士国家試験（令和7年2月実施見込み）**から、見直し後の新たな教育内容に基づく試験問題が出題される予定のため、各養成校においては、その**修業年限に応じて、令和3年度から順次履修を開始**することとなります。



1 科目の見直しについて（続き）

3 様式の改正

- 養成校の負担軽減に鑑み、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成23年8月5日障発0805第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成23年8月5日23文科高第501号・障発0805第9号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）に定める様式をエクセル化しました。
- 同時に、自動入力を増やしたほか、記載項目を削減する改正を行っています。
- 令和2年度においては従前の様式を用いることも可としますが、新カリキュラムに係る申請等を行う際には新様式を使用してください。

4 申請時期

- 時期の集中を避けるため、令和3年4月1日から適用しようとする場合は、令和2年11月30日までに、養成施設は都道府県宛て、大学等は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課宛て変更の届出を行ってください。
- なお、通常の変更の届出に係る期限は、変更のあった日から1か月以内としていたところですが、養成校の負担軽減に鑑み、変更のあった日から概ね3か月以内とするよう改正していますので、一定程度の変更をまとめて届け出るなど、柔軟な運用をお願いいたします。
- 大学等に係る変更届マニュアルは別途お示しいたします。

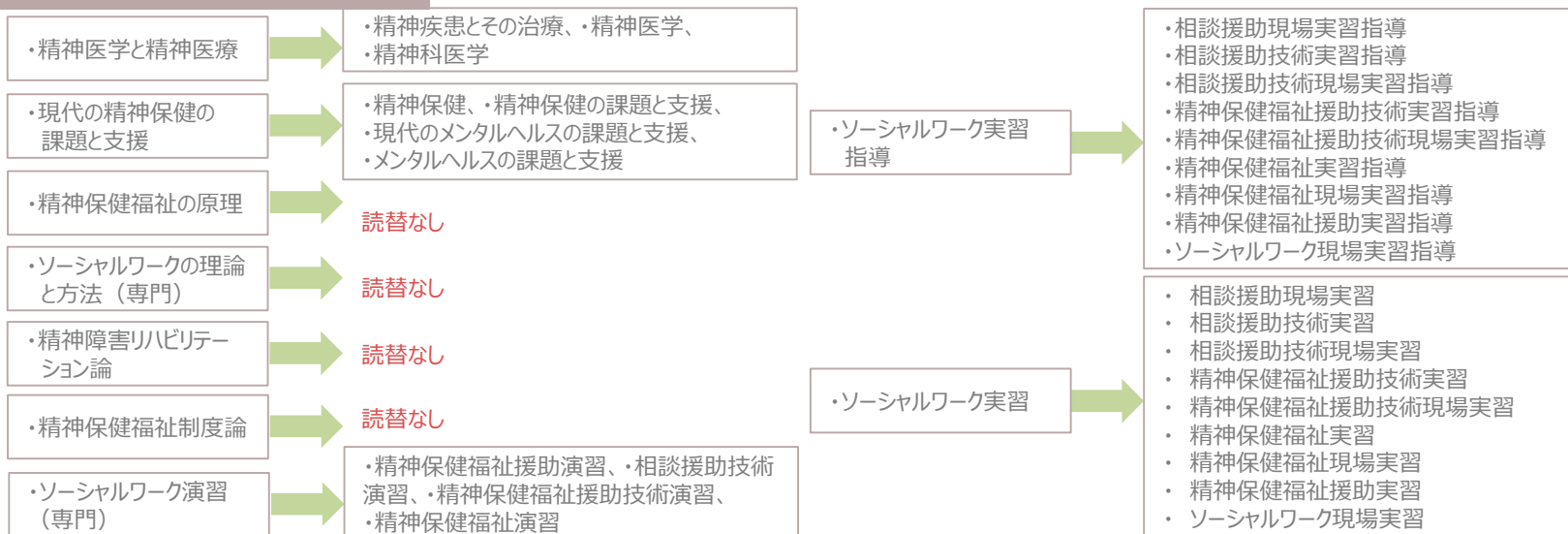
2 科目名の読替について

- 新科目の読替については、「**精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について**」（平成23年8月5日障発0805第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示されているとおりですが、その改正の概要は以下のとおりです。

1 改正の概要

- 新科目名に対応する読替の範囲を整理するとともに、社会福祉士との共通科目については社会福祉士の読替通知を参照するよう一括で記載し、精神保健福祉士の通知の記載は落としています。
- 科目名については、改正趣旨を踏まえ、**読替をせずに当該科目名を使用することが望ましい**ことを明記しました。

新科目名に対応する読替の範囲



2 申請時期

- 通常読替に係る照会は開講の6か月前までですが、**令和3年4月1日から開講しようとする科目**については、養成校の準備期間に鑑み、**令和2年11月30日まで**に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課宛て照会してください。

3

実務経験の範囲について

- 相談援助業務の実務経験として認められる範囲については、「**指定施設における業務の範囲等について**」（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示されているとおりですが、その改正の概要は以下のとおりです。

1 改正の概要

- 精神保健福祉士の果たす役割の拡大に鑑み、**実務経験として認められる施設及び職種の範囲を拡大**しました。
- また、個別認定のうち、指定施設であるが職種が例示外であるものについては、**厚生労働大臣への「報告」**でよい旨の改正をしたほか、申請時に**入学に必要な書類との重複がある場合には省略を可能**としました。
- 本改正は**令和2年4月1日から適用**されます。

新規に追加した施設及び事業

- ・ 児童自立生活援助事業
- ・ 被保護者就労支援事業
- ・ 就労支援事業（セーフティネット支援対策等事業）
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・ 一般市等就業・自立支援事業
- ・ 婦人相談所

- ・ 婦人保護施設
- ・ 被保護者家計改善支援事業
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ ひきこもり地域支援センター
- ・ 地域生活定着支援センター
- ・ 自立相談支援機関
- ・ 生活困窮者家計改善支援事業
- ・ アウトリーチ事業（精神障害者アウトリーチ推進事業等）
- ・ 高次脳機能障害者支援拠点機関

- ・ 日中一次支援
- ・ 障害者相談支援事業
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人
- ・ 訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
- ・ 公共職業安定所
- ・ 地域若者サポートステーション
- ・ 少年院
- ・ 少年鑑別所

2 申請方法等

指定施設における業務について**報告**をする場合

各養成校において、通知に定める職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っていることを確認のうえ、「**別記様式1**」を用いて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課宛て**報告**してください。

指定施設の**個別認定**をする場合

「**別記様式2**」を用いて、従前同様に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課宛て**申請**してください。

4

実習施設の範囲について

- 精神保健福祉士の果たす役割の拡大に鑑み、実務経験の範囲の拡大と同時に、**実習先の範囲を拡大**しました。
- また、個別認定の手続きを定めるため、「**精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について**」(令和2年3月6日障発0306第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を新設しました。
- 本改正は**令和2年4月1日から適用**されます。

新規に追加した施設及び事業

- ・ 児童自立生活援助事業
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 基幹相談支援センター

・ 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

・ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

5

継続教育・人材育成について

- 令和元年度に、精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に対して柔軟に対応できる精神保健福祉士を養成するため、養成課程のカリキュラムの見直しを行いました。さらに、**養成課程で得た知識を応用し具体的な支援を展開する能力**や、**支援における理念と現実の差を埋めるための方策を考える能力**等の求められる能力を養うため、精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成の在り方について取りまとめ、令和2年3月6日に公表しました。

1 提言概要

- 精神保健福祉士の責務と役割を整理したうえで、その資質向上のため、組織（職場）、行政、職能団体、養成校がそれぞれ取り組むべき内容や役割を、継続教育や人材育成といった観点で整理しています。
- 提言の内容については、**適切な時期に各機関における取組状況を確認していくことが必要**とされており、**今後も引き続き検討**が行われることが示唆されています。
- 提言の詳細については**参考②**及び同日公表の報告書を参考にしてください。

2 養成校に期待される役割（抜粋）

- ・ 職能団体や地域の組織（職場）と連携した継続教育
- ・ 資格取得後の数年間の新人期において、卒業生等を集めた交流の場を設定することや職能団体等が実施するスーパービジョンにつながるよう支援する等の取組
- ・ ポートフォリオの活用をしている場合には、資格取得後を見据えた形で活用することで、資格取得後の自己研さんを支援するといった取組
- ・ 実習演習担当教員の自己研さんのため、実習演習担当教員講習会を修了していても、学び直しを含めこれらの機会を確保する取組
- ・ 大学院での教育やリカレント教育の場との連携や充実 等

そのため

- ・ 組織として継続教育に取り組めるよう、組織及び教員の意識を醸成する
- ・ 精神保健福祉士の養成に関わる各養成校や教員の取組の意見交換を行う場を定期的に行う場を定期的に行う
- ・ 教員が精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に絶えず触れられるよう、教育団体と職能団体及び実習先が連携する 等

精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて

社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し(概要)

見直しの背景

- 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健(メンタルヘルス)の課題を抱える者への援助へと拡大してきている。
- 役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療(病院・診療所など)、福祉(障害福祉サービス等事業所など)、保健(行政など)から、教育(各種学校など)、司法(更生保護施設、刑務所等矯正施設など)や産業・労働(ハローワーク、EAP企業、一般企業など)へ拡大している。
- また、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討委員会)や社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会より、包括的な相談支援を担える人材育成等のため養成カリキュラムの見直しを検討すべきとの指摘がされている。

[精神保健福祉士を取り巻く環境の変化の例]

出典：精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書

- 平成25年、地域社会における共生の実現に向けて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」改正、「障害者総合支援法」の施行
- 平成29年、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明記
- アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症などへの対策として、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等の地域の医療・相談支援体制の整備を推進することや、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備の推進

[地域力強化検討委員会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～]

“我が事・丸ごと”を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整・資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。

- 以上のことから、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」及び具体的な教育内容等に関する検討を行うワーキンググループを設置し、教育内容の検討を行った。

見直しの方向性

- 2012(平成24)年度の現行カリキュラムの施行以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材が育成されるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
 - 1 養成カリキュラムの内容の充実
 - 2 実習・演習の充実
 - 3 実習施設の範囲の見直し 等

教育内容の見直しのスケジュール

- 2019(令和元)年度から周知を行う。2021(令和3)年度より順次導入を想定。

精神保健福祉士養成課程の教育内容の見直し【新旧対照表】

【現行】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等		【見直し後】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目				指定科目	基礎科目
①人体の構造と機能及び疾病	30		○	○	①医学概論	30		○	○
②心理学理論と心理的支援	30		○	○	②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会理論と社会システム	30		○	○	③社会学と社会システム	30		○	○
④現代社会と福祉	60		○	○	④社会福祉の原理と政策	60		○	○
⑤地域福祉の理論と方法	60		○	○	⑤地域福祉と包括的支援体制	60		○	○
⑥社会保障	60		○	○	⑥社会保障	60		○	○
⑦低所得者に対する支援と生活保護	30		○	○	⑦障害者福祉	30		○	○
⑧福祉行財政と福祉計画	30		○	○	⑧権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑨保健医療サービス	30		○	○	⑨刑事司法と福祉	30		○	○
⑩権利擁護と成年後見制度	30		○	○	⑩社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○	⑪精神医学と精神医療	60	60	○	
⑫精神疾患とその治療	60	60	○		⑫現代の精神保健の課題と支援	60	60	○	
⑬精神保健の課題と支援	60	60	○		⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30		○	○	⑭精神保健福祉の原理	60	60	○	
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	30	○		⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	120	○		⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	60	○	
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	60	○		⑰精神障害リハビリテーション論	30	30	○	
⑱精神障害者の生活支援システム	30	30	○		⑱精神保健福祉制度論	30	30	○	
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	30		○	○	⑲ソーシャルワーク演習	30		○	○
⑳精神保健福祉援助演習（専門）	60	60	○		⑳ソーシャルワーク演習（専門）	90	90	○	
㉑精神保健福祉援助実習指導	90	90	○		㉑ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉒精神保健福祉援助実習	210	210	○		㉒ソーシャルワーク実習	210	210	○	
合計	1,200	720	22科目	13科目	合計	1,200	750	22科目	12科目

※ 統合や分割等により再構築を図った科目について、代表的なもののみ矢印を掲載。

通信課程における教育内容の見直し【新旧対照表】

【現行】 精神保健福祉士養成科目	通学 課程	通信課程					
		一般養成			短期養成		
		面接 授業	印刷 教材	実習	面接 授業	印刷 教材	実習
①人体の構造と機能及び疾病	30		90				
②心理学理論と心理的支援	30		90				
③社会理論と社会システム	30		90				
④現代社会と福祉	60		180				
⑤地域福祉の理論と方法	60		180				
⑥社会保障	60		180				
⑦低所得者に対する支援と生活保護	30		90				
⑧福祉行財政と福祉計画	30		90				
⑨保健医療サービス	30		90				
⑩権利擁護と成年後見制度	30		90				
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		90				
⑫精神疾患とその治療	60	6	162		6	162	
⑬精神保健の課題と支援	60	6	162		6	162	
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30	3	81				
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	3	81		3	81	
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	12	324		12	324	
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	6	162		6	162	
⑱精神障害者の生活支援システム	30	3	81		3	81	
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	30	3	81				
⑳精神保健福祉援助演習（専門）	60	6	162		6	162	
㉑精神保健福祉援助実習指導	90	9	243		9	243	
㉒精神保健福祉援助実習	210			210			210
合計	1,200	57	2,799	210	51	1,377	210



【見直し後】 精神保健福祉士養成科目	通学 課程	通信課程					
		一般養成			短期養成		
		面接 授業	印刷 教材	実習	面接 授業	印刷 教材	実習
①医学概論	30		90				
②心理学と心理的支援	30		90				
③社会学と社会システム	30		90				
④社会福祉の原理と政策	60		180				
⑤地域福祉と包括的支援体制	60		180				
⑥社会保障	60		180				
⑦障害者福祉	30		90				
⑧権利擁護を支える法制度	30		90				
⑨刑事司法と福祉	30		90				
⑩社会福祉調査の基礎	30		90				
⑪精神医学と精神医療	60	6	162		6	162	
⑫現代の精神保健の課題と支援	60	6	162		6	162	
⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30	3	81				
⑭精神保健福祉の原理	60	6	162		6	162	
⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	6	162		6	162	
⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	6	162		6	162	
⑰精神障害リハビリテーション論	30	3	81		3	81	
⑱精神保健福祉制度論	30	3	81		3	81	
⑲ソーシャルワーク演習	30	3	81				
㉑ソーシャルワーク演習（専門）	90	9	243		9	243	
㉒ソーシャルワーク実習指導	90	9	243		9	243	
㉓ソーシャルワーク実習	210			210			210
合計	1,200	60	2,790	210	54	1,458	210

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し(主な事項)

養成カリキュラムの内容の充実

〔精神保健福祉士養成の中核を成す科目の創設〕「精神保健福祉の原理」(60時間)

- 精神保健福祉士に求められている役割の変化に応じて、活動、実践できる人材を養成するため、これまでの養成課程における教育内容を踏まえつつ、精神保健福祉士養成課程において中核となる科目を設ける。
- 具体的には、精神保健福祉における理念、視点や関係性等の基礎的な枠組みを習得し、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として精神保健福祉士の存在意義や役割について理解することを目的とした、「精神保健福祉の原理」を創設。

〔精神保健福祉士の役割の変化に応じた科目の創設〕

「刑事司法と福祉」(30時間)

- 司法領域において精神保健福祉士には、司法と福祉の更なる連携の促進や刑事司法手続きの各段階における犯罪者・犯罪被害者の福祉支援ニーズの把握と支援といった、生活支援や精神保健上の支援を行うことが求められている。
- 司法領域において精神保健福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、社会福祉士養成課程における「更生保護制度」の科目を基礎として、ソーシャルワークの専門職である精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程において共通して学ぶ必要がある教育内容を整理し、共通科目として「刑事司法と福祉」を創設。

「地域福祉と包括的支援体制」(60時間)

- 精神保健福祉士がこれまでの地域福祉の展開過程や福祉行財政等の知識を基礎とした上で、地域共生社会の実現を推進する中で求められる役割を理解し、必要とされる知識を習得するための科目として「地域福祉と包括的支援体制」を創設。

〔精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目、基礎科目の必修化〕

- 精神保健福祉士の基盤となる学問体系としては、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に基づき、ソーシャルワークの原理やソーシャルワークの基盤等があり、ソーシャルワークの基盤には医学、心理学、社会学等が含まれている。
- 精神保健福祉士としての基盤を構築する観点から、現行3科目のうち1科目の履修とされている、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム(見直し後は医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム)の3科目を必修とする。

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

養成カリキュラムの内容の充実

〔ソーシャルワーク技術を学ぶ科目の再構築〕

- ソーシャルワーク技術の実践能力を有する精神保健福祉士を養成するため、「講義－演習－実習」の学習の循環を作るとともに、ソーシャルワークの専門職である精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容と、精神保健福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築。
- ソーシャルワーク演習を共通科目とすることに併せて、社会福祉士養成課程との合同授業を可能とする。
- 精神障害リハビリテーションの概念やプログラム及び方法について理解し、基本的な技術を身につけ、実践で活用できる精神保健福祉士を養成するため、ソーシャルワーク技術を学ぶソーシャルワークの理論と方法とは別に、「精神障害リハビリテーション論」を創設。当該科目では精神障害リハビリテーションの動向を踏まえ依存症や当事者等を主体としたリハビリテーション等を含めるなど、求められる役割の変化に併せて、教育内容を充実する。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30	→ 共通化	⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	→ 再構築	⑭精神保健福祉の原理	60
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120		⑮ソーシャルワークの理論と方法	60
			⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60
			⑰精神障害リハビリテーション論	30
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	30	→ 共通化	⑲ソーシャルワーク演習	30

※青色は現在読替可能な科目、黄色は教育内容の見直し後、共通科目となる科目。

〔就労支援に関する教育内容の充実〕

- 精神障害者の就労に係る課題について、現行のカリキュラムにおける就労支援制度の学習に加えて、職業的リハビリテーションの観点から、就労支援に係るリハビリテーションプログラムの知識や技術を習得できるよう、学習内容を充実する。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	→	⑦障害者福祉	30
⑱精神障害者の生活支援システム	30		⑰精神障害リハビリテーション論	30
			⑱精神保健福祉制度論	30

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し(主な事項)

科目の再構築

- 精神保健福祉士養成課程のカリキュラムの構造や科目の体系を考慮した上で、現行のカリキュラムにおける科目間の内容の重複等を整理する。

〔「低所得者に対する支援と生活保護制度」の再構築〕

- 貧困や低所得に関する課題については、単にこれらの課題についてのみ支援をするのではなく、メンタルヘルスを切り口として支援をする必要があることから、必要な知識や技術を習得できるよう、当該科目の教育内容を整理する。
- 具体的には、制度としての公的扶助や生活保護制度を、社会保障の一環として系統的に学ぶこととし、また、精神障害者が抱える生活困窮や貧困の課題、これらに対する制度については、制度に加えて援助論としても学ぶ必要があることから、専門科目に再構築する。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑦低所得者に対する支援と生活保護制度	30	→	⑥社会保障	60
			⑱精神保健福祉制度論	30
			⑳ソーシャルワーク演習（専門）	90

〔「保健医療サービス」の再構築〕

- 多くの精神保健福祉士は医療機関等で従事しており、精神科医療において、倫理綱領を踏まえ人権意識を持って対象者の側に立ち支援することや、対象者が療養しながら生活するために保健医療の専門職と連携し、必要な制度や資源につなぐ役割等を担うなど、当該科目の学習内容を学ぶことは重要である。
- 更に効果的・効率的な教育を可能にするとともに、学習内容の重複による学生等の負担の軽減を図る観点から、医療ソーシャルワークに必要な内容を整理した上で、医療保険制度等は社会保障の一環として系統的に学ぶこととし、診療報酬や保健医療サービスに関する事項は精神医学と精神医療やソーシャルワークの理論と方法(専門)に再構築し、専門的に学ぶものとする。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑨保健医療サービス	30	→	⑥社会保障	60
			⑪精神医学と精神医療	60
			⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し(主な事項)

共通科目の充実

〔社会福祉士養成課程の教育内容との共通科目の拡充〕

- ソーシャルワークの専門職である精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充する。

現行：11科目 420時間

見直し後：13科目 510時間

現行の科目	時間数
①人体の構造と機能及び疾病	30
②心理学理論と心理的支援	30
③社会理論と社会システム	30
④現代社会と福祉	60
⑤地域福祉の理論と方法	60
⑥社会保障	60
⑦低所得者に対する支援と生活保護(※3)	30
⑧福祉行財政と福祉計画	30
⑨保健医療サービス(※3)	30
⑩権利擁護と成年後見制度	30
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
合計	420



見直し後の科目	時間数
①医学概論	30
②心理学と心理的支援	30
③社会学と社会システム	30
④社会福祉の原理と政策(※1)	60
⑤地域福祉と包括的支援体制(※2)	60
⑥社会保障	60
⑦障害者福祉	30
⑧権利擁護を支える法制度	30
⑨刑事司法と福祉	新 30
⑩社会福祉調査の基礎	新 30
⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	新 30
⑮ソーシャルワークの理論と方法	新 60
⑲ソーシャルワーク演習	新 30
合計	510

(※1) 現行の「現代社会と福祉」「福祉行財政と福祉計画」に社会福祉の歴史等の内容を併せて再構築し、設定

(※2) 現行の「福祉行財政と福祉計画」「地域福祉の理論と方法」を再構築し、設定

(※3) 現行のカリキュラムにおける科目の内容について、更に効果的・効率的な教育を可能にするとともに、学習内容の重複による学生等の負担の軽減を図る観点から専門科目等に再構築

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し(主な事項)

実習・演習の充実

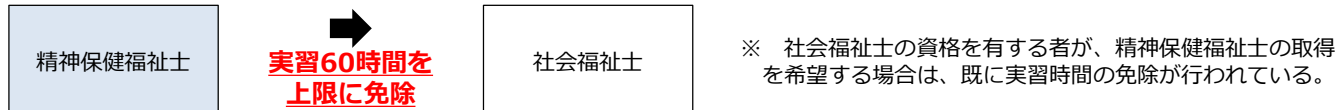
【ソーシャルワーク技術を学ぶ科目の再構築】

- 精神保健福祉士として実践能力を有する人材を養成するため、講義で学習した理論や知識をもとに思考・行動しソーシャルワーク実践の基礎的な力を習得する演習科目において、ソーシャルワークの専門職である精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容と、精神保健福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築するとともに、専門科目については内容と時間数の充実にを図る。
- ソーシャルワーク演習を共通科目とすることに併せて、社会福祉士養成課程との合同授業を可能とする。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑱精神保健福祉援助演習（基礎）	30	→ 共通化	⑱ソーシャルワーク演習	30
⑳精神保健福祉援助演習（専門）	60	→ 充実	㉑ソーシャルワーク演習（専門）	90

【実習時間の免除の実施】

- 福祉の専門職である精神保健福祉士の資格を有する者が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格取得を希望する者の負担の軽減を図るため、60時間を上限として実習を免除できるようにする。



実習施設の範囲の見直し

- 精神保健福祉士の配置・就労状況が、医療(病院・診療所など)、福祉(障害福祉サービス等事業所など)、保健(行政など)から、教育(各種学校など)、司法(更生保護施設、刑務所等矯正施設など)や産業・労働(ハローワーク、EAP企業、一般企業など)へ拡大していることを踏まえ、実習施設の範囲を拡充する。
拡充に際しては、精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設(以下「指定施設」とする。)等の範囲についても考慮する。

【新たに実習施設の範囲に含まれる施設等の例】

市町村社会福祉協議会、地域相談支援を実施する施設、教育機関(スクールソーシャルワーカー)、地域包括支援センター等

- 実習施設の範囲と指定施設の範囲とを原則として一致させながら見直しを行う。

指定施設及び実務経験①（施行規則）

・赤字は追加(案)

根拠	指定施設	実務経験（※）	根拠	指定施設	実務経験（※）
精神保健福祉士法施行規則第二章	精神科病院、病院、診療所	精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー	精神保健福祉士法施行規則第二章	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員、その他相談援助業務を行っている職員
	市役所、区役所、町村役場、保健所、市町村保健センター	精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員		知的障害者更生相談所	心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
	乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設	児童指導員、保育士、職業指導員、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員		広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）	相談援助業務に従事する職員		地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
	障害児相談支援事業	相談支援専門員		障害者就業・生活支援センター	生活支援担当職員
	児童自立生活援助事業	相談援助業務に従事する職員		更生保護施設	福祉職員、薬物専門職員
	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員、保育士		保護観察所	社会復帰調整官、保護観察官
	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員		発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、職業指導員		障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員
	児童家庭支援センター	職員		障害福祉サービス事業（短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）	相談援助業務に従事する職員
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員		障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
	（精神障害者地域生活援助事業）	世話人		一般相談支援事業	相談支援専門員
	（精神障害者社会復帰施設）	精神障害者社会復帰指導員、管理人		特定相談支援事業	相談支援専門員
	救護施設、更生施設	生活指導員		地域活動支援センター	指導員
	福祉事務所	査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員、家庭児童福祉主事、課程相談員、面接員、婦人相談員、母子・父子自立プログラム策定員、就労支援専門員、就労支援員（自立支援プログラム、被保護者就労支援事業）		福祉ホーム	管理人
		基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員		
		地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員		

（）は旧法施設

※ 「指定施設における業務の範囲について」（平成23年8月5日障発0805第4号）

指定施設及び実務経験②（施設告示, 実務経験通知） ・赤字は追加（案）

根拠	指定施設	実務経験（※2）
施設告示 （※1）	精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設	スクールソーシャルワーカー
	ホームレス自立支援事業	生活相談指導員
根拠	指定施設	実務経験
実務経験通知 （※3）	母子家庭等就業・自立センター事業、一般市等就業・自立支援事業	相談員
	婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
	婦人保護施設	入所者を指導する職員
	就労支援事業	就労支援員（自立支援プログラム）
	都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業）
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
	地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員
	自立相談支援機関、生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員
	被保護者就労支援事業	就労支援員
	（精神障害者）アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業	相談援助業務に従事する職員
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター
	地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員
	刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
厚生労働大臣が個別に認めた施設	精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員	

（※1）精神保健福祉士法第2条第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年8月5日厚生労働大臣告示第277号）

（※2）根拠は「指定施設における業務の範囲について」（平成23年8月5日障発0805第4号）

（※3）指定施設における業務の範囲について（平成23年8月5日障発0805第4号）

実習先施設と指定施設の比較

・赤字は追加（案）

根拠	実習先	根拠	指定施設
実習先告示 （※1）	精神科病院	精神保健福祉士法施行規則第二十一条	精神科病院
	市役所、区役所、町村役場		市役所、区役所、町村役場
	保健所、市町村保健センター		保健所、市町村保健センター
	障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）、障害児相談支援事業、 児童自立生活援助事業 、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター		障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）、障害児相談支援事業、 児童自立生活援助事業 、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター
	病院、診療所		病院、診療所
	精神保健福祉センター		精神保健福祉センター
	救護施設、更生施設		救護施設、更生施設
	福祉事務所、 市町村社会福祉協議会		福祉事務所、市町村社会福祉協議会
	知的障害者更生相談所		知的障害者更生相談所
	広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
	保護観察所、更生保護施設	保護観察所、更生保護施設	
	ホームレス自立支援事業	（※2）施設告示 ホームレス自立支援事業	
	発達障害者支援センター	精神保健福祉士法施行規則第二十一条 発達障害者支援センター	
	障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、 基幹相談支援センター	障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、 基幹相談支援センター	
	地域包括支援センター	地域包括支援センター	
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者地域生活支援センター		
精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設	施設告示（※2） 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設		
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設		

（※1）精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条第1項第10号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第1条第7項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成10年1月30日厚生大臣告示第10号）

（※2）精神保健福祉士法第2条第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年8月5日厚生労働大臣告示第277号）

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し(主な事項)

実習・演習の充実

〔実習演習担当教員の要件の見直し〕

- 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書において、実習・演習を担当する教員については下記のとおり指摘されている。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書（抄）

4 求められる役割を踏まえた今後の対応の方向性

(2) 精神保健福祉士の養成に関する対応

エ 演習・実習及び教員等の在り方の見直し

演習・実習を担当する教員は、精神保健福祉士として相談援助経験5年以上で講習会を受講した者とする事、教員が精神保健福祉に係る学会や研修会に参加することや対応困難な症例などについて意見交換を行うことなど、教員が自己研鑽に努めるような仕組みを検討する必要がある。

また、教員が必ずしも現場経験が多いとは限らない現状や、学生について十分に理解していない教員が実習巡回を行っている現状があるなどといった意見もあり、実習における学生の指導に当たって教員と実習指導者との有機的な連携が確立しにくいことから、実習における指導状況についても現状を把握した上で対策を検討する必要がある。

- 実習演習担当教員の要件については、引き続きすべての養成施設等が対応できるよう一定の配慮が必要であることから、教員要件の変更は行わないこととするが、実習演習担当教員の質の向上・担保は重要である。
- 実習演習担当教員の質の向上・担保を図るため、実習演習担当教員については、例えば、「精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上の経験を有する者で、かつ、精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者が望ましい」「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会については5年ごとに受講することが望ましい」として通知等で養成施設等に配慮を求めることとする。

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直しに関するスケジュール（案）

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
国家試験	第22回 (令和2年2月実施)	第23回 (令和3年2月実施)	第24回 (令和4年2月実施)	第25回 (令和5年2月実施)	第26回 (令和6年2月実施)	第27回 (令和7年2月実施)	第28回 (令和8年2月実施)
	従来の教育内容に基づく試験問題					新たな教育内容に基づく試験問題	
保健福祉系大学等 [4年]	周知・準備期間 (令和元年度～2年度)		令和3年度 入学者	新たな教育内容			
保健福祉系短大等 [3年] + 相談援助実務経験 [1年]			令和3年度 入学者	新たな教育内容		相談援助 実務経験	
保健福祉系短大等 [2年] + 相談援助実務経験 [2年]			令和3年度 入学者	新たな教育内容	相談援助 実務経験		
一般養成施設等 [1年] (短期一般)							令和6年度 入学者 新たな 教育内容

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ

○ 専門家・有識者による検討及び作業

- 精神保健福祉士の役割や教育カリキュラム、実習等のあり方に加え、卒後教育や継続教育など、養成課程における教育後の継続的な教育や研修も含め、より実践的で質の高い精神保健福祉士の人材の育成確保に資する議論及び作業を実施。

※ 精神保健福祉士をはじめとして、医師や保健師・看護師、社会福祉士、職能団体や教育団体等で構成。

○ 検討の経過

開催日		検討事項 等
第1回	平成31年 1月18日	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討について 精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて
第2回	1月30日	
第3回	2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて
第4回	3月4日・5日	
第5回	4月24日	
第6回	令和元年 5月13日	
第7回	5月24日	
第8回	6月14日	

平成31年4月～令和元年6月	社会福祉士カリキュラム 改正内容との調整
----------------	-------------------------

○ 構成員

	氏名	所属・役職等
1	伊東 秀幸 (※)	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 相談役
2	岩本 操 (※)	武蔵野大学人間科学部人間科学科 教授
3	勝又 陽太郎	公立大学法人新潟県立大学人間生活学部子ども学科 准教授
4	吉川 隆博	一般社団法人日本精神科看護協会 会長
5	倉知 延章	九州産業大学人間科学部臨床心理学科 教授
6	後藤 時子	公益社団法人日本精神科病院協会 理事
7	栄 セツコ	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授
8	田村 綾子 (※)	聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科 学科長
9	木下 康仁	聖路加国際大学 特任教授
10	中川 敦夫	慶応義塾大学病院臨床推進センター 特任講師
11	柑本 美和	東海大学法学部 教授
12	山本 由紀	上智社会福祉専門学校

(※) 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会と兼務している構成員

精神保健福祉士資格取得後の 継続教育や人材育成の在り方について(概要)

- 精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境は変化しており、それに伴い業務の内容は変化している。この変化に対して柔軟に対応できる精神保健福祉士を養成するため、養成課程のカリキュラムの見直しを行った。
- 養成課程での学習だけでは、養成課程で得た知識を応用し具体的な支援を展開する能力や、支援における理念と現実の差を埋めるための方策を考える能力といった求められる能力を養うことは困難であり、求められる役割を遂行するには、精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成が重要である。そのため、精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会及び当該検討会ワーキンググループを開催し検討の上、精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成の在り方について取りまとめた。

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課

精神保健福祉士に求められる役割と能力

- 精神保健福祉士は精神保健福祉法第41条の2において「精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。」とされ、資質向上の責務が課せられている。
- さらに、変化への適応も重要であるが、精神保健福祉士の倫理綱領に基づき、その責務を果たすことを前提としたうえで、求められる精神保健福祉士の役割を遂行することが求められている。

精神保健福祉士の責務と役割

精神保健福祉士の責務（精神保健福祉士の倫理綱領※より）

○専門職としての責務

専門性の向上、専門職自律の責務、地位利用の禁止、批判に関する責務、連携の責務など

○クライアントに対する責務

クライアントへの関わり、自己決定の尊重、プライバシーと秘密保持、クライアントの批判に対する責務、一般的責務など

○組織に対する責務

クライアントの社会的復権を目指した理念・目的に添って業務が遂行できるように努める

○社会に対する責務

人々の多様な価値を尊重し、福祉と平和のために、社会的・政治的・文化的活動を通し社会に貢献する

※ 日本精神医学ソーシャルワーカー協会(1988年6月16日制定/1991年7月5日改訂/1995年7月8日改訂)、日本精神保健福祉士協会(2003年5月30日改訂)、社団法人日本精神保健福祉士協会(2004年11月28日採択)、公益社団法人日本精神保健福祉士協会(2013年4月21日採択/2018年6月17日改訂)

求められる精神保健福祉士の役割

- (1) 精神疾患・障害によって医療を受けている者等への援助
(医療機関内外での相談や支援など)
- (2) 医療に加えて福祉の支援を必要とする者等への援助
(日常生活や社会生活への支援など)
- (3) 医療は受けていないが精神保健(メンタルヘルス)課題がある者への援助
(顕在的ニーズの発見、回復への支援、アウトリーチなど)
- (4) 精神疾患・障害や精神保健(メンタルヘルス)課題が明らかになっていないが、支援を必要とする可能性のある者への援助
(情報提供、理解の促進、潜在的ニーズの発見、介入など)
- (5) (1)~(4)に関連する多職種・多機関との連携・協働における調整等の役割
(マネジメント、コーディネート、ネットワーキングなど)
- (6) 国民の意識への働きかけや精神保健の保持・増進に係る役割
(普及、啓発 など)
- (7) 精神保健医療福祉の向上のための政策提言や社会資源の開発と創出に係る役割

精神保健福祉士に求められる能力の整理

ア 精神保健福祉士の行動特性(コンピテンシー)の明確化の視点

精神保健福祉士が国家資格化以前の精神医学ソーシャルワーカーであったころから重視している、精神疾患や精神障害を持つ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷を踏まえた、これらに対する問題意識を持つ価値観を踏まえつつ、精神保健福祉士を取り巻く環境や業務は変化しており、それに適応する必要があるという認識に基づいて、行動特性(コンピテンシー)の明確化を図っていく必要がある。

イ 精神保健福祉士のキャリアラダーの必要性和構築

各人の能力の獲得状況を的確に把握するためには、能力の成長過程を新人、中堅、指導者、管理者等の段階別に明確にする等し整理したキャリアラダーが必要である。キャリアラダーは、資格取得までの教育背景や業務経験等の多様性や個人の事情に併せて柔軟に活用できるものが求められる。

継続教育・人材育成の体制構築推進の視点

精神保健福祉士の配置状況と継続教育・人材育成の視点

- 各組織(職場)における継続教育・人材育成が期待されるが、精神保健福祉士の就労先は多岐にわたることから、就労先の規模や分野によっては配置人数が1名もしくは少数である場合も少なくなく、組織(職場)での研修や自己研さんの機会の確保が困難であることや、ロールモデルがない等の状況が考えられることから、これらに配慮した研修や自己研さんの機会の確保が必要。
- 子育て世代や介護中の者等の人材育成やキャリア継続支援においては、個別の事情を勘案した対応が必要であり、ワーク・ライフ・バランス重視の職場環境づくりに加えて、個別性に着目した人材育成が求められる。

資格者の登録状況 **86,703人** (令和元年9月末現在)

※ 精神保健福祉士の配置状況は医療、福祉、保健等の配置を示したものであり、これ以外にも司法、教育、産業・雇用等の分野にも配置されている点に留意

精神保健福祉士の配置状況

医療



○病院	9,822人
精神科病院	6,892人 (1施設あたり6.9人)
一般病院	2,930人 (1施設あたり0.4人)
○一般診療所	1,708人

出典：平成29年医療施設調査(平成29年10月1日現在) ※常勤換算

福祉



○障害福祉サービス等事業所	12,330人	○障害者支援施設等	879人
療養介護事業	57人	障害者支援施設	45人
生活介護事業	623人	地域活動支援センター	832人
短期入所事業	743人	福祉ホーム	2人
共同生活援助事業	1,547人		
自立訓練事業	642人	○その他の社会福祉施設等	266人
就労移行支援事業	884人		
就労継続支援事業	2,430人		
その他	5,404人		

出典：平成29年社会福祉施設等調査(平成29年10月現在) (障害福祉サービス等事業所を除く)

※障害福祉サービス等事業所の配置状況は、社会福祉施設等調査の設問の変更により、平成27年10月現在の状況を掲載

※障害福祉サービス等事業所は常勤の実数、その他は常勤換算

保健等



○精神保健福祉センター	180人 (資格の再掲)
出典：平成29年度衛生行政報告例(平成29年度末現在)	※常勤の実数
○保健所	606人 (資格の再掲)
出典：平成29年度地域保健・健康増進事業報告(平成29年度末現在)	※常勤の実数
○市町村	518人 (資格の再掲)
出典：平成29年度地域保健・健康増進事業報告(平成29年度末現在)	※常勤の実数
○保護観察所(社会復帰調整官)	207人
出典：法務省(平成30年4月1日現在)	※実数(採用時に把握している精神保健福祉士の資格取得者)

継続教育・人材育成の体制構築推進の視点

組織（職場）で取り組む人材育成

ア 組織（職場）で取り組む人材育成方針の作成と人材育成体制の構築

- 組織（職場）で人材育成の体制の構築が推進できる環境にある場合、組織内の精神保健福祉士間で、目指すべき精神保健福祉士像や組織からの期待、求められている能力の整理を行うことが重要。
- 人材育成を体系化できる部門（人事や人材育成部門等）とともに検討する場を設け、精神保健福祉士に求められる能力に応じたキャリア形成ができる人材育成を組織的に推進することが重要。

イ 雇用主の役割

- 組織（職場）内の研修として外部講師を招く等により研修の機会を確保することが望ましいが、組織（職場）内で少数である精神保健福祉士の研修としてこれらの機会を確保することが困難である場合もある。
- 地域の複数の医療機関や障害福祉サービス等事業所等が連携し合同で精神保健福祉士に対する研修を開催する等の取組により、研修機会を確保するといった視点を持つことも重要。研修の企画や運営、講師等については職能団体や養成校等と連携し支援を得ることも重要。さらに、研修の内容により他職種を交えることで効果的になるものもあることから、精神保健福祉士以外の職種も交えた研修の企画等も重要。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉等の関係者からなる協議の場や協議会、地域ケア会議等の場への参加は、精神保健福祉士としての習熟の一助となることから、これらに参加する機会を担保する。
- 職場での配置（部署等）により研さんできる能力や知識が異なる可能性があり、多くの分野や経験を積める異動等を考える視点も必要。

研修や自己研さんの機会の確保

ア 組織（職場）内における研修や自己研さんの機会の確保

- ソーシャルワークの実践に際して、様々な戸惑いや葛藤、悩み等に直面する機会等があり、支援の内容や自身のかかわり等を検討することは欠かせない要素であるため、スーパービジョンを活用する必要がある。職場内でスーパービジョンを行う体制を整備することが重要。また、日常的に同職種又は他職種と事例検討等ができる体制を整備することが重要。
- 子育て世代や介護中の者等研修や自己研さんの機会を確保しにくい者への対応については、eラーニングを活用する等個々の状況に合わせた方法による研修や自己研さんの機会の確保が望まれる。

イ 組織（職場）外における研修や自己研さんの機会の確保

- 組織（職場）内でスーパービジョンの体制を整備できない等の場合には、職能団体等が提供するスーパービジョンを活用することが重要。
- 都道府県等や職能団体等が実施する研修等や、保健所や市町村等の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉等の関係者からなる協議の場や協議会、地域ケア会議等の場の機会は、組織（職場）で必要な技術等の習得のみならず、組織（職場）では得にくい知見や仲間の獲得につながり、求められる能力を習得し専門職として習熟する機会になるため、参加の促進が重要。
- 組織（職場）外の研修等の機会についても、職場（組織）における必要な研修の一つとして認証する等の仕組みの構築が重要。
- なお、組織内外にかかわらず、できる限り早期に自己研さんの重要性についての気づきを持ってもらうことが重要。

キャリアパスの構築

- キャリアに応じて求められる役割、能力が整理されている場合には、組織（職場）で活用できるキャリアパスを作成する等により、各々の経験や能力の到達度の見える化を図る取組も重要。到達度の見える化は自己研さんのしやすさにつながる等の効果が期待される。

国、地方公共団体、職能団体等関係団体及び養成校の役割

国等の行政機関の役割

ア 精神保健福祉士への社会的要請等の周知

- 精神保健福祉士に期待されている役割について、現任者や養成校等に周知され、現任者や養成校等が的確に応えられるよう、都道府県等や関係機関と連携しつつ、周知等の取組を行うべきである。

イ キャリアラダーの作成の要請及び周知

- 精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応できる人材を養成する観点から、おおむね共通して求められる標準的な能力等を整理したキャリアラダーが必要となることから、職能団体等と連携し、キャリアラダーの開発の要請及び支援をすべき。また、キャリアラダーが開発された場合、各組織(職場)で活用が推進されるよう、職能団体等と連携して周知に努めるべき。

ウ 地域の基盤整備を推進できる精神保健福祉士の養成の研修に関する支援

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域の精神保健福祉士が能動的に地域包括ケアシステムに係る基盤を整備することが重要であり、このような精神保健福祉士を養成するため、自治体等における研修の実施の推進や研修費等を確保することが期待される。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る事項は精神保健福祉士が他職種と協働する必要もあることから、精神保健福祉士をはじめとした多職種合同の研修についても実施の推進に努めることが望ましい。
- 地域での精神保健福祉士の研修体制を支援する観点から、地域の複数の医療機関や障害福祉サービス等事業所等が連携し合同で精神保健福祉士に対する研修を実施する体制構築の支援に努めるべき。
- その他、職能団体等と連携しながら、研修や自己研さん等に対するインセンティブ付与について検討課題とすることが望まれる。

都道府県や精神保健福祉センター、保健所の役割

ア 都道府県による人材の活用及び社会的要請等の周知

- 昨今益々ニーズの高まっている災害時のこころのケアや要配慮者への対応等、様々な社会的要請に応じ、効果的に精神保健福祉士を活用していく必要がある。地域の職能団体等と適宜連携していくとともに、その社会的要請に対し、精神保健福祉士が的確に役割を担えるよう、国等と連携しつつ、現任者や養成校等への周知等の取組を行うべき。

イ 精神保健福祉センターによる人材育成・研修

- 精神保健福祉業務に従事する職員等(多職種)に対して、専門的研修等の教育研修により、人材育成を行うことが求められている。
- 保健所や市町村、関係団体等と連携しつつ、精神保健福祉士の配置の多様性を考慮した研修の企画及び周知等を行うことが期待される。
- 精神保健福祉士が自身の教育背景や職務経験等を考慮した上で、幅広く研修を活用できるよう、関係機関等が実施する研修等の情報について集約し周知することも期待される。

ウ 保健所における取組

- 保健・医療・福祉等の関係者からなる協議の場は、地域の関係者との顔の見える関係の構築や精神障害者やその家族等への支援における地域の課題等を知る等精神保健福祉士が地域での支援の実際や地域アセスメントの視点等を学ぶ機会となる。また、精神保健医療福祉の向上のための政策提言や社会資源の開発と創出に係る役割を遂行する場にもなることから、精神保健福祉士が協議の場等に参加できるよう、その構成を意識した運営が求められる。

国、地方公共団体、職能団体等関係団体及び養成校の役割

市町村における研修等の取組

- 保健・医療・福祉の関係者からなる協議の場や協議会、地域ケア会議等個別事例の支援について議論している場合は、精神保健福祉士が地域での支援の実際や地域アセスメントの視点等を学ぶ機会となる。
- 現在、精神保健福祉士に求められている、関連する多職種・多機関との連携・協働における調整等の役割や精神保健医療福祉の向上のための政策提言や社会資源の開発と創出に係る役割等を遂行するにあたり必要な経験や知識、視点を獲得する機会になることから、関係機関の精神保健福祉士が参加できる仕組みの構築が期待される。
- 協議の場に限らず、保健・医療・福祉等が精神障害者及びその家族等に対して包括的に支援を提供するための連携体制の構築に当たっては、各領域に従事する地域の精神保健福祉士を活用することで、精神保健福祉士が相互に研さんできる環境を整備することが望ましい。
- 市町村が精神保健福祉に関連する事業等の委託先を選定する際の基準の一つとして、精神保健福祉士の配置状況、研修の実施や自己研さんの実績を踏まえることで、研修や自己研さん等に対するインセンティブを付与するとともに、良質な支援を住民に届けるといった取組も考えられる。

職能団体等関係団体での継続教育・人材育成及び連携推進

ア 職能団体における研修

- 個別の技能・技術や知識の獲得だけではなく、組織（職場）では研修や課題設定に至りにくい精神保健福祉士としての価値や理念、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現といった、組織（職場）での業務を超えた視点に関する課題設定がしやすいといったメリットがある。
- 子育て中等の研修の機会を得にくい者への対応として、保育付きの研修やeラーニングの活用等、具体的な研修の方法等を検討すべき。

イ 組織（職場）や教育機関との連携

- 精神保健福祉士は組織（職場）内で少数であることが少なくなく、複数の組織（職場）が連携して研修の機会を確保する取組も有効だと考えられ、これらの機会において、職能団体等関係団体が地域の複数の医療機関や障害福祉サービス等事業所等と連携し、当該研修の企画や運営、講師等の支援をするといった視点を持つことも重要。
- 出身の養成校が遠方である現任者等に対しても研修や資格取得後の継続教育の機会が地域で担保されるよう、地域の養成校と連携を図ることが求められる。
- 実習指導者が絶えず自己研さんを行えるよう養成校と連携し、実習指導者講習会を修了していても、学び直しを含めこれらの機会を提供することが望ましい。

ウ 日本精神保健福祉士協会等の研修制度の活用

- 生涯研修制度や全国規模・ブロック単位等で開催される各種研修は、支援に際して必要となる知識や技術等に関する研さんが可能であり、これらの研修を活用することや連携を図ることが重要。
- 研修制度を活用して自己研さんをしている精神保健福祉士が現任者の一部に止まっているとの指摘もあり、研修や自己研さんの機会を確保する上では課題である。研修や自己研さんの機会については、さらなる周知や受講のしやすさに関する検討、自己の研修参加や自己研さん及び組織（職場）へのインセンティブの付与、日本精神保健福祉士協会内外の研修や協議の場及び協議会等へ参加等の認定の在り方の検討も含む受講の動機付けに関する方策については、前記ア及びイについても考慮しつつ、十分に検討すべき。
- 精神保健福祉士は社会福祉士と共通する部分もあり、研修制度や継続教育等について関係団体間で連携していくことを検討課題とすべき。

国、地方公共団体、職能団体等関係団体及び養成校の役割

養成校での資格取得後の継続教育及び連携推進

ア 養成校における資格取得後の継続教育の実態と効果、課題

- 約5割弱の養成校において資格取得後の継続教育に取り組んでいる。
- 養成校が精神保健福祉士の資格取得後の継続教育に関わる効果として「特に新人の時は燃え尽き防止に役立つ」「卒業生の横と縦の関係構築だけでなく、ネットワーク形成につながっている」「教育の場への循環が図られる」等が挙げられており、特に卒業生同士の関係構築は、養成校が担うことが期待される。
- 資格取得後の継続教育の実施上の課題については「卒後教育の周知の方法や予算等」「運営・調整する教員の負担」等が挙げられている。
- 資格取得後の継続教育を行わない理由としては「担当教員の時間的余裕の無さ」「職場でのOJTや職能団体による研修等がその役割を果たすものと考えている」等が挙げられている。

イ 養成校に期待される役割

- 養成校は、養成課程の教育と資格取得後の継続教育の連続性を確保し精神保健福祉士の自己研さんを支援する観点から、職能団体や地域の組織(職場)とも連携しつつ、資格取得後の継続教育に取り組む必要がある。
- 資格取得後の継続教育として養成校に期待される取組の一つとして、資格取得後の数年間の新人期における支援が挙げられ、卒業生等を集めた交流の場を設定することや職能団体等が実施するスーパービジョンにつながるよう支援するといった取組が期待される。あわせて、学生の目標と学習の到達度を見える化する観点からポートフォリオの活用をしている場合には、資格取得後を見据えた形で活用することで、資格取得後の自己研さんを支援するといった取組が期待される。
- 知識や技術等に関する講義・演習や事例検討、スーパービジョン等の取組は、職能団体等においても行われていることから、職能団体等と連携しながら実施することが望まれる。
- 養成校における継続教育の取組は卒業生に限定されているものや対象を広く開放されているものなどがあり、必ずしもすべての精神保健福祉士がこれらの機会を提供されているとは限らない。広く継続教育の場を開放していくといった取組とすることや、地域の実情を踏まえ、職能団体と連携し、地域単位で継続教育を行う取組も検討していくことが期待される。
- 実習演習担当教員が、絶えず自己研さんを行えるよう、実習演習担当教員講習会を修了していても、学び直しを含めこれらの機会を確保することが望ましい。
- 大学院での教育やリカレント教育の場についても資格取得後の継続教育の場であり、現任者がこれらを活用し研さんすることができるよう、これらとの連携や充実を図ることの検討も必要である。

ウ 養成校における資格取得後の継続教育の推進

- 資格取得後の継続教育を行わない理由として挙げられている教員の時間的余裕の無さや、周知方法や予算の確保等組織的な対応が図られないといった課題は養成校が組織として資格取得後の継続教育に取り組むことで解決される側面もあることから、養成校でこれらの取組が推進されるよう、組織及び教員の意識を醸成する必要がある。
- 教育団体が養成校の教員等を対象とした講習会等により、養成校において行う資格取得後の継続教育の重要性についての視点がもてるような課題設定をすることが望まれる。
- 精神保健福祉士の養成に関わる各養成校や教員の取組の意見交換を行う場を定期的を開催する等の取組も重要である。
- 教員が精神保健福祉士のソーシャルワーク実践での役割の変化等の実際を知ることができるよう、教育団体と職能団体及び実習先が連携し、教員がこれらの事柄について知る場を設けることが必要。

今後の資格取得後の継続教育・人材育成の在り方

今後の資格取得後の継続教育・人材育成の在り方

- 精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成を推進する観点から、国、地方公共団体、職能団体等関係団体及び養成校は、各機関が互いに連携を図りつつ、着実に提言にまとめられている事項を実行することが期待される。
- 提言にまとめられている事項は、現在実現していない事項も多いことから、適切な時期に各機関における取組状況を確認していくことが必要である。さらに、取組状況をまとめ、精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会及び当該検討会ワーキンググループにおいて、更に必要となる取組を検討することが望まれる。

(参考) 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ

○ 専門家・有識者による検討及び作業

精神保健福祉士の役割や教育カリキュラム、実習等のあり方に加え、資格取得後の継続教育や人材育成の在り方を含め、より実践的で質の高い精神保健福祉士の人材の育成確保に資する議論及び作業を実施。

※ 精神保健福祉士をはじめとして、医師や保健師・看護師、社会福祉士、職能団体や教育団体等で構成。

○ 検討の経過

開催日		検討事項 等
第1回	平成31年 1月18日	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討について 精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて
第2回	1月30日	
第3回	2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて
第4回	3月4日・5日	
第5回	4月24日	
第6回	令和元年 5月13日	
第7回	5月24日	
第8回	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成の在り方について
第9回	12月10日	
第10回	12月24日	
第11回	令和2年 2月14日	
平成31年4月～令和元年6月		社会福祉士カリキュラム 改正内容との調整

○ 構成員

(令和2年2月28日現在)

	氏名	所属・役職等
1 (※)	伊東 秀幸	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 相談役
2 (※)	岩本 操	武蔵野大学人間科学部人間科学科 教授
3	勝又 陽太郎	公立大学法人新潟県立大学人間生活学部子ども学科 准教授
4	窪田 澄夫	一般社団法人日本精神科看護協会 業務執行理事
5	倉知 延章	九州産業大学人間科学部臨床心理学科 教授
6	後藤 時子	公益社団法人日本精神科病院協会 理事
7	栄 セツコ	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授
8 (※)	田村 綾子	聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科 学科長
9	木下 康仁	聖路加国際大学 特任教授
10	中川 敦夫	慶応義塾大学病院臨床推進センター 特任講師
11	柑本 美和	東海大学法学部 教授
12	山本 由紀	上智社会福祉専門学校

(※) 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会と兼務している構成員